

平成30年 2月27日

平成30年第1回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会報告資料

総 務 局

目 次

ページ

平成30年度税制改正案の概要について ..... 1

## 平成30年度税制改正案の概要について

平成30年度税制改正については、平成29年12月に税制改正の概要が閣議決定された。このうち、地方税関係の主な改正案の概要は次のとおりである。

### 1 森林吸収源対策に係る地方財源の確保

森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を、平成31年度税制改正において、創設する。

#### (1) 森林環境税（仮称）の創設

- ・ 森林環境税（仮称）は国税とし、平成36年度から課税する。
- ・ 納税義務者は国内に住所を有する個人とし、税額は年1,000円とする。
- ・ 賦課徴収は市町村が個人住民税と併せて行い、都道府県を經由して税収の全額を国の譲与税特別会計に払い込む。

#### (2) 森林環境譲与税（仮称）の創設

- ・ 森林環境税（仮称）の税収全額を、森林環境譲与税（仮称）として、市町村及び都道府県に対して、平成31年度から譲与する。

<譲与基準>

譲与先	譲与割合	譲与基準
市町村	総額の9割	50%：私有林人工林面積（林野率による補正あり） 20%：林業就業者数 30%：人口
都道府県	総額の1割	市町村と同じ

<使途>

市町村	間伐、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用
都道府県	森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用

#### (3) 創設時の経過措置

- ・ 平成35年度までの森林環境譲与税（仮称）の譲与財源は、譲与税特別会計における借入れにより対応する。
- ・ 借入金の償還は、後年度の森林環境税（仮称）の税収の一部をもって行う。
- ・ 都道府県への譲与割合は、当初2割とし、段階的に1割に移行する。

## 2 地方消費税の清算基準の抜本的な見直し

- 清算基準に使用する統計データのうち、統計の計上地と最終消費地が乖離しているもの及び非課税取引に該当するものを除外する（平成30年4月1日以後に行われる地方消費税の清算から適用）。

統計データ	除外するもの
商業統計	百貨店、家電大型専門店、衣料品専門店、衣料品中心店、自動販売機による販売、医療用医薬品小売
経済センサス活動調査	建物売買業、娯楽に附帯するサービス業、社会通信教育、不動産賃貸業、不動産管理業、医療・福祉、火葬・墓地管理業

- 清算基準に使用する統計データの割合を75%から50%に変更し、統計カバー外（50%）の代替指標を人口に一本化する。

区分	現行	平成30年4月～
統計データ（商業統計、経済センサス活動調査）	75%	50%
人口	17.5%	50%
従業者数	7.5%	—

## 3 個人所得課税の見直し

働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人を応援する等の観点から個人所得課税の見直しを行う（平成33年度分以後の個人住民税から適用）。

### (1) 基礎控除の見直し

- 基礎控除額を10万円引き上げる（33万円→43万円）。
- 合計所得金額が2,400万円を超える者について、控除額が逡減・消失する仕組みを設ける。

### (2) 給与所得控除の見直し

- 給与所得控除額を、基礎控除への振替分として10万円引き下げる。
- 給与所得控除額の上限を次のとおり引き下げる。

区分	現行	平成33年度分以後の個人住民税
給与収入額	1,000万円	850万円
給与所得控除額の上限	220万円	195万円

### (3) 公的年金等控除の見直し

- 公的年金等控除額を、基礎控除への振替分として10万円引き下げる。
- 公的年金等控除額に上限（195.5万円）を設ける。

- ・ 公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円を超える者について、控除額を引き下げる。

#### 4 納税環境整備

##### (1) 共通電子納税システム（共同収納）の導入

複数の地方団体への納税を一度の手続で可能とするため、eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を活用した共通電子納税システムを、平成31年10月から導入する。

##### (2) 大法人の法人住民税等に係る電子申告の義務化

資本金等が1億円を超える法人について、法人住民税、法人事業税及び地方消費税の納税申告書の提出を電子的に行わなければならないこととする（平成32年4月1日以後開始事業年度から適用）。

#### 5 その他

##### (1) 不動産取得税

- ・ 住宅及び土地に係る税率を4%から3%とする特例措置の適用期限を、平成33年3月31日まで3年延長する。
- ・ 宅地として評価される土地に係る課税標準を2分の1とする特例措置の適用期限を、平成33年3月31日まで3年延長する。

##### (2) 軽油引取税

課税免除の特例措置について、ガスタービン発電装置の動力源として用いる軽油など、一部を廃止した上で、適用期限を、平成33年3月31日まで3年延長する。

##### (3) 県たばこ税

- ・ たばこ税の税率を、国及び市町村のたばこ税と合わせて1本当たり3円引き上げる（平成30年10月1日から3段階で実施）。
- ・ 加熱式たばこの課税区分を新設した上で、その製品特性を踏まえた課税方式に見直す（平成30年10月1日から5段階で実施）。

#### 6 地方税法が改正された場合の本県の対応案

平成30年度税制改正に伴う地方税法の一部改正法案は、現在開会中の第196回通常国会で審議中であるが、法案の成立時期によっては、本年4月1日から施行する必要がある神奈川県県税条例の改正について、地方自治法第179条の規定に基づき、専決処分させていただく可能性がある。

